

公告第 2024-26 号
令和 7 年 2 月 26 日

九電工健康保険組合
理事長 安川 仁

任意継続被保険者の標準報酬月額上限について

健康保険法第 47 条第 2 項の規定に基づく任意継続被保険者の標準報酬月額を
下記のとおり公告する。

記

- 適用年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 標準報酬月額
等 級：27 等級
標準報酬月額：410,000 円
(前年 9 月末日の平均標準報酬月額：402,037 円)

以上